

# 門真市教育ICT環境整備業務委託募集要領

上記業務委託を実施するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集します。

令和6年1月19日

## 1 事業の趣旨・目的

令和元年に整備した本市教育ICT環境について、国の方針や市のめざす教育、教職員の利便性と働き方改革の実現を後押しできる教育ICT環境をめざして更新整備を行う。

## 2 業務概要

- (1) 委託名 門真市教育ICT環境整備業務委託
- (2) 委託内容 別紙「門真市教育ICT環境整備業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間

### ア 構築期間

- ① 端末及びサーバ等の設置や初期設定などの環境構築期間  
契約締結日から令和6年8月31日まで
- ② パソコン教室改修整備  
契約締結日から令和7年1月7日まで

### イ 運用保守期間

令和6年9月1日から令和11年10月31日まで

- (4) 実施場所 門真市中町1番1号ほか
- (5) 提案限度価格 731,668,120円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- (6) 留意事項

本業務は令和6年度に契約し、実施する予定である。

## 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) 本市の令和5年度の一般委託・物品等の入札参加資格者として登録していること。
- (7) 提案書提出時点において、大阪府内に主たる提案者の保守拠点（本社・支社または営業所）を1ヵ所以上設置できること。
- (8) 配置予定主任技術者として、雇用関係が証明できる主任技術者を本業務に従事させることが可能であること。
- (9) 過去5年間（契約締結日が平成30年4月1日以降）に、本市と同等規模以上（人口10万人以上又は小・中学校数の合計が15校以上）の地方公共団体において、文部科学省の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに即した環境のネットワーク及び端末の導入・運用の契約を締結した実績を有すること。

#### 4 グループによる参加

本プロポーザルは、複数の事業者によるグループでの応募ができるものとする。その場合、構成する事業者において、幹事者を定め、幹事者が「3 参加資格」を満たしていることに加え、次の事項に留意すること。

(1) 幹事者は、本市との連絡窓口を務めること。幹事者はグループを構成する協力会社との連絡調整を行い、業務の全体調整の責を負うものとする。

ただし、本業務履行中においては、幹事者の了承のもと、必要に応じて本市と協力会社が直接連絡をとる場合がある。

(2) グループを構成する事業者の全てを明らかにし、各事業者の役割分担を明確にすること。

(3) グループの幹事者は、企画提案に必要な諸手続きを行うこと。また、契約を締結することになった場合は、幹事者と契約を結ぶものとする。

(4) グループを構成して応募する場合の事業者は、単独又は他のグループの事業者として、本企画提案に参加することができない。

(5) 3(8)の主任技術者は幹事者と雇用関係が証明できる技術者であること。

(6) 参加申込書を提出した後、参加者のグループを構成する事業者の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。

#### 5 参加手続

##### (1) 募集要領等の配布

募集要領等は本市ホームページ (<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) の「入札・契約情報」からダウンロードで配布するほか次のとおり交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和6年1月19日（金）から令和6年2月13日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

##### イ 交付場所

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階  
門真市教育部教育企画課

- (2) 募集要領等に対する質問がある場合には、次のアに定める期間に次のイの問合せ先へ質問書（様式第3号）を使用して、FAX又は電子メールにて質問すること。また、FAX又は電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をすること。

ア 期間

令和6年1月19日（金）から令和6年2月2日（金）午後5時30分まで  
ただし、送信後の電話確認については、午前9時から午後5時30分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に行うこと。

イ 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階

門真市教育部 教育企画課

担当：野澤

電話 06（6902）1231（代表）（内線：6574）

06（6902）5779（直通）

FAX 06（6900）2323

E-mail：kyk02@city.kadoma.osaka.jp

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年2月7日（水）に本市ホームページ（<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>）に掲載し、個別には回答しない。

(3) 参加申込書の提出

- ア 提出期間 令和6年1月19日（金）から令和6年2月13日（火）（土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）までとする。郵送の場合、到達期限は同日必着とする。提出期間以外に提出された提出書類は、いかなる理由があっても受理しない。

イ 提出先及び提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

ウ 提出書類

(ア) 参加申込書（様式第1号）

(イ) 委任状（本社又は本店以外で締結する場合）（様式第2号）

(ウ) 会社概要書（様式第4号）

- (エ) 構成事業者概要書（グループで応募する場合）（様式第5号）
- (オ) 業務実績書（様式第6号）及び3(9)の条件を満たす実績を確認することのできる書面（契約書等）の写し
- (カ) 業務実施体制（様式第7号）
- (キ) 配置予定主任技術者の経歴等（様式8号）
- (ク) 配置予定主任技術者との雇用関係を証明する書面（保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗り（マスキング）した健康保険証等）の写し
- (ケ) 誓約書（門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱様式第1号）（様式第9号）

## 6 企画提案書の提出

### (1) 提出期間

令和6年1月19日（金）から令和6年2月26日（月）（土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）までとする。郵送の場合、到達期限は同日必着とする。なお、企画提案書を提出した後で辞退する場合については、取下書（様式第10号）を提出すること。

### (2) 提出先及び提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

### (3) 提出書類

ア 提案書表紙（任意様式）及び企画提案書

イ 見積書（消費税及び地方消費税を除く。）（任意様式）

ウ 経費内訳書（消費税及び地方消費税を除く。）（任意様式）

### (4) 提出部数

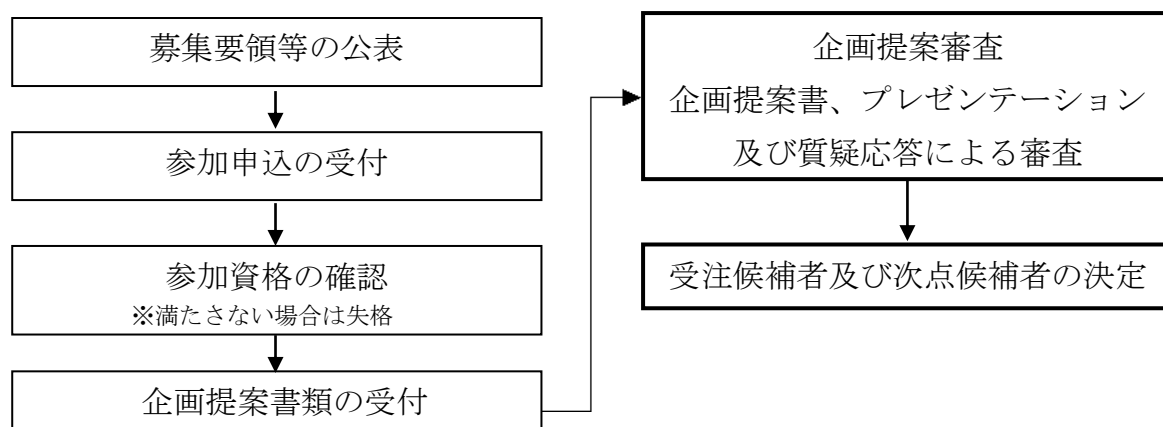
10部（正本1部、副本9部）

### (5) 提案事項

別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

## 7 受注候補者の選定方法等

受注候補者は、次の手順で提案内容を総合的に評価して決定する。



## 8 失格となる参加者

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- (1) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (3) 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 記名又は押印を要する書類にあつては記名及び押印を欠いた書類を提出した場合
- (6) 参加資格を満たしていない場合
- (7) 参加期日までに所定の書類が整わなかった場合
- (8) 提出期限を過ぎて必要書類及び提出資料が提出された場合
- (9) 事業者募集中、選定中及び契約締結までに応募資格を満たさなくなった場合
- (10) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (11) 見積書の金額が2(5)の提案限度価格を超える場合
- (12) 「企画提案書」等の提出関係書類を複数案提出した場合

## 9 参加資格確認結果通知の交付

提出書類に基づき審査した結果、参加資格を満たすと認めた者をプレゼンター

ション選定の対象者とし、令和6年2月16日（金）に結果通知書をFAX又は電子メールにて通知する。

なお、通知を受けてからプレゼンテーション選定日までに門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は参加できない。

## 10 企画提案審査

### 評価方法等

#### (1) 評価基準

別紙「門真市教育ICT環境整備業務委託プロポーザル評価基準」のとおり

#### (2) 企画提案書審査（企画提案書の記載内容による審査）実施

参加者が提出した企画提案書類の記載内容について、本業務の仕様書に対する審査を行う。

#### (3) プレゼンテーション審査（プレゼンテーション及び質疑回答による審査）の実施

企画提案書、見積書、経費内訳書について、令和6年3月14日（木）にプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。開催時間及び場所については、別途通知する。

#### ア 審査方法

##### (ア) プレゼンテーション及び質疑応答

(イ) 所定時間はプレゼンテーション30分、質疑応答20分程度とする。

(ウ) 説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする

#### イ 注意事項

(ア) プロジェクター、スクリーン、接続ケーブル及び延長コードは市で準備する。ただし、パソコンその他必要な機器は各事業者で準備すること。

(イ) プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできないものとする。

(ウ) 参加人数は1提案者5名までとする。

(エ) プレゼンテーション当日に新たな説明資料を追加することはできないものとする。ただし、プレゼンテーションの実施にあたって説明を円滑にするために、企画提案書から抜粋した内容で別途スライドを作成・配布、スクリー

ンに照射して説明を行うことは可とする。

(ウ) プレゼンテーションの際、企画提案書に記載のない追加的な内容及び説明があった場合には評価対象外とする。ただし、審査委員による質問の回答として、企画提案書に記載内容のない内容を提出済の見積書の範囲内で追加提案する場合はこの限りではない。

(エ) 指定の時間に正当な理由なく不参、遅延した場合には、審査対象から除外する。

(オ) 指定した日時の変更はできないものとする。

### (3) 評価方法

企画提案書、見積書、経費内訳書、プレゼンテーション及び質疑応答について、評価基準に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な選考を行うものとする。

### (4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(1)評価基準の総合点が最も高い者を、受注候補者として選定する。

イ アにかかわらず、総合点が120点未満の場合は、受注候補者として選定しない。

### (5) 選定結果の通知・公表

受注候補者選定後、受注候補者又はプレゼンテーション選定の参加者全員に選定又は非選定の結果（自己の結果のみ）を令和6年3月21日（木）に通知する。また、選定結果通知後すみやかに、下記項目において本市ホームページの「入札・契約情報」にて次の内容を公表する。

ア 受注候補者及びその総合点

イ 次点候補者名及びその総合点

ウ 会議録

## 11 契約手続

(1) 受注候補者と門真市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、随意契約により契約を締結する。協議においては、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

(2) 契約の締結に際しては、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めること。ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。



(3) 契約規則の閲覧

門真市契約に関する規則については、本市ホームページ

(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) で閲覧することができる。

(4) 受注候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とすることができる。

(5) 契約金額の決定に当たっては、価格交渉の後、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、受注候補者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書の金額とすること。

(6) 契約の方法

本業務は下記のとおり分割して契約書を作成することを予定している。

ア 初期費用（構築部分）

初年度の構築にかかる役務については、受注候補者と協議の結果、確定した見積金額を基に随意契約により契約する。

イ 経常費用（リース費用及び運用保守）

受託候補者と協議の結果確定した見積金額を基に、リース対象物件については本市が別にリース入札を実施する。リース物件の落札者と受注候補者と本市を含めた三者契約を締結し、運用保守料はリース物件の落札者が代理回収するものとする。

(7) 支払条件

(6)アについては完了払いとし、(6)イについては毎月払いとする。

(8) 本業務に係る予算措置がされなかった場合においては、契約は締結せず本公募型プロポーザルは無効となる場合がある。

12 プロポーザルの延期又は中止

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、本プロポーザルを中止します。

ア 参加申込受付締切りの結果、参加申請者が1に満たない場合

イ 参加資格審査の結果、参加を認めた者の数が1に満たない場合

ウ 審査の結果、受注候補者となるべき者がいなかった場合

エ 天災等、特別の事情がある場合

(2) 天災等、その他特別の事情がある場合は各期日を延期することがある。

### 13 その他

(1) 参加申込書の提出後に取下する場合は、取下書（様式第10号）により届け出るものとする。

(2) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 参加申込書を提出した後、企画提案書、見積書及び経費内訳書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。

(5) 参加申込書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(6) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。

(7) 提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却しないこととする。

(8) 提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、契約締結時点で本市に帰属するものとする。また、本市は本業務以外の目的で提出書類を使用することや、情報を洩らすことはない。

(9) 審査内容に関する質問及び異議申し立てには、一切応じない。

(10) 公文書開示請求があった場合は、提出書類を門真市情報公開条例に基づき公開をすることができるものとする。

(11) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

(12) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(13) 参加申込書の提出後、契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとする。

スケジュール ※スケジュールは変更になる場合があります。		
令和6年	1月10日(水)	第1回選定委員会 (仕様書の決定・審査基準の決定)
	1月19日(金)	募集・質問・企画提案書の受付開始
	2月2日(金)	質問受付の締切り
	2月7日(水)	質問回答の公表
	2月13日(火)	参加申込みの締切り
	2月16日(金)	参加資格確認結果通知
	2月26日(月)	企画提案書提出の締切り
	3月14日(木)	第2回選定委員会 (プレゼンテーション・質疑応答)
	3月21日(木)	結果公表→準備期間
	4月1日(月)以降	契約締結→事業開始(リース業者の選定含む)

#### 14 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階

門真市教育委員会 教育部 教育企画課

電話 直通 06 (6902) 5779

大代表 06 (6902) 1231 (内線6574・6575)

代表 072 (885) 1231 (内線6574・6575)